



報道発表資料の配信日時 4月26日(火) 13時30分

発表項目 (行事名)	スマートフォン決済アプリによる道税の納付について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	赤坂税務対策担当課長
	4月28日(木) 11時30分～	発表場所	道庁2階 記者会見室
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度より、スマートフォンやタブレット端末から決済アプリを利用して、道税を納付できるようになりました。</li> <li>○ 納税通知書等に印字されたバーコードを決済アプリで読み取り、24時間どこでも道税の納付手続きができます。</li> <li>○ また、非対面による納付のため、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減も期待できます。</li> <li>○ 令和4年5月6日(金)に全道一斉に発送する令和4年度自動車税種別割納税通知書で利用することが可能となりますので、是非、ご利用ください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">利用できる決済アプリ(50音順)</p> <p>auPAY、銀行Pay(ゆうちょPay、こいPay、YOKA! Pay、OKI Pay)、J-Coin Pay、PayB、PayPay、LINE Pay、楽天銀行コンビニ支払サービス</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">主な税目</p> <p>自動車税種別割、不動産取得税、個人事業税(注)          ※ 納税通知書等1枚あたりの合計額が30万円までで、バーコードが印字されたものに限りです。</p> <p>(注) 法人道民税・事業税等の申告税目については、申告時の納付書では、スマートフォン決済アプリによる納付はできません。</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【道税ホームページ】</p> <p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/noufu/smartphoneapp.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/noufu/smartphoneapp.html</a></p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> </div>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	スマートフォンの決済アプリを利用して道税の納付ができることにより、納税者の利便性の向上と納期内納税の推進が図られることから、広く道民の皆様にご周知したいと考えておりますので、ご協力をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

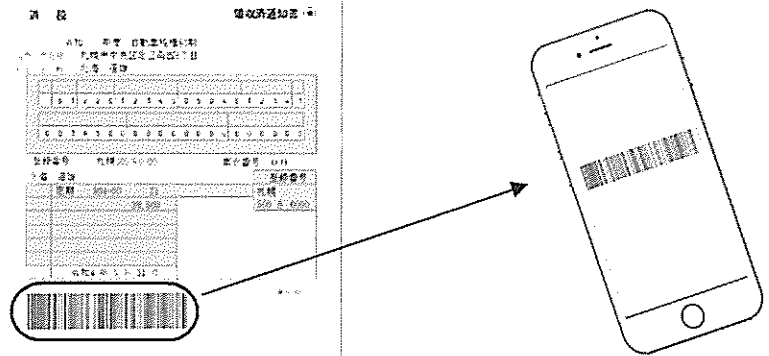
担当(連絡先)	総務部財政局税務課(担当者:赤坂税務対策担当課長) TEL ダイヤルイン 011-204-5061 内線 22-452		
---------	---	--	--

# スマートフォン決済アプリによる



## 道税の納付ができます！！

納税通知書等に印字されたバーコードを決済アプリで読み取り、24時間  
どこでも納付手続きができます。



### 利用できる決済アプリ(50音順)

auPAY、銀行 Pay (ゆうちょ Pay、こい Pay、YOKA! Pay、OKI Pay)、J-Coin Pay、  
PayB、PayPay、LINE Pay、楽天銀行コンビニ支払サービス

### 主な税目

自動車税種別割、不動産取得税、個人事業税 (注)

(注) 法人道民税・法人事業税等の申告税目については、申告時の納付書でのスマート  
フォン決済アプリによる納付はできません。

- ◆ ご利用の際は、納税通知書等 1 枚あたりの合計額が 30 万円までで、バーコードが印字  
されているものがが必要です。
- ◆ 手続きが完了すると取り消すことができません。
- ◆ バーコードが印字されていない場合、汚れや破損によりバーコード情報が読み込めない  
場合は、ご利用できません。

詳しくは道税ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/noufu/smartphoneapp.html>



北海道 道税 スマホ

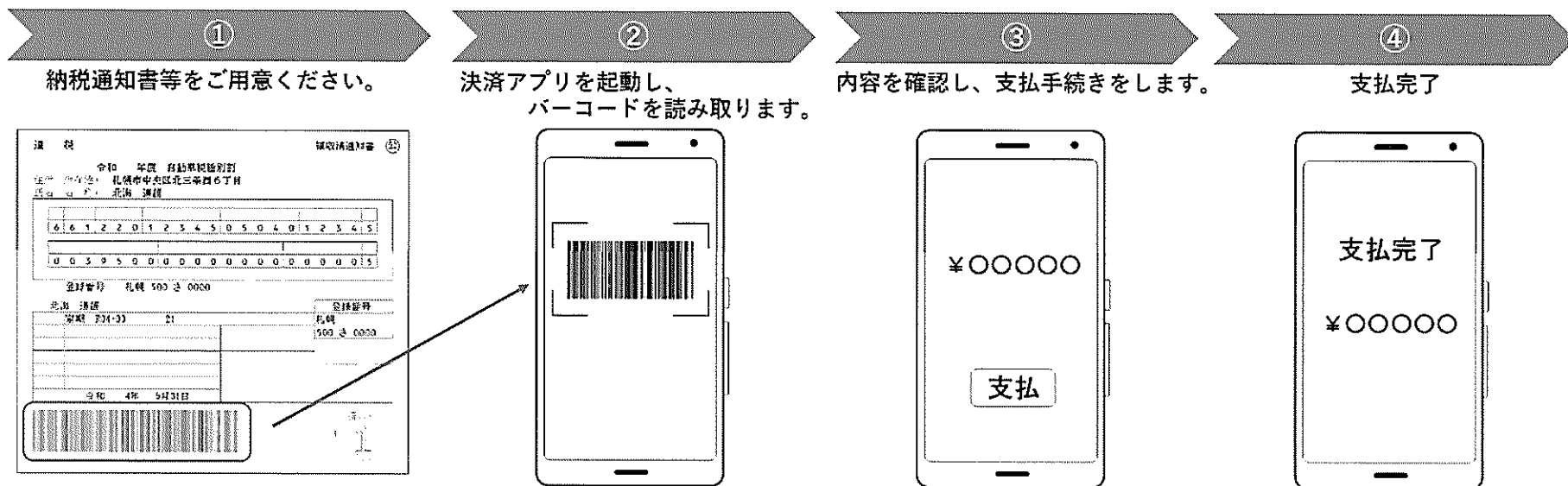
検索

※ または右の QR コードを読み取ってください

# スマートフォン決済アプリによる道税の納税について



納税通知書等に印字されたバーコードを決済アプリで読み取り、24時間どこでも納付手続きができます。



詳しい支払手続は、各アプリのホームページ等をご確認ください。

〔 auPAY 、 銀行Pay ( OKI Pay 、 こいPay 、 YOKA! Pay 、 ゆうちよPay ) 、 J-Coin Pay 、 PayB 、 PayPay 、 LINE Pay 、 楽天銀行コンビニ支払サービス 〕



北海道トップ



カテゴリから探す



組織から探す



防災情報

Google 検索

検索

HOME > 総務部 > 財政局税務課 > スマホアプリ納税に関するQ&A

## スマホアプリ納税に関するQ&A

- ページ内目次
- Q1 スマホアプリ納税とは
  - Q2 利用できる税目
  - Q3 利用できるスマホアプリ
  - Q4 支払手続1
  - Q5 支払手続2
  - Q6 支払手続3
  - Q7 支払手続完了後の取消しについて
  - Q8 二重納付したかもしれない
  - Q9 家族名義の支払手続
  - Q10 まとめて支払手続できますか
  - Q11 手数料
  - Q12 納付日
  - Q13 領収証書
  - Q14 車検更新に必要な納税証明書
  - Q15 支払手続完了後の確認
  - Q16 バーコード1
  - Q17 バーコード2
  - Q18 バーコード3
  - Q19 口座振替納税からスマホアプリ納税への変更
  - Q20 注意事項（ご利用前に必ずお読みください）

### Q1 スマホアプリ納税とは



スマホアプリ納税とはどのようなものですか。



お手持ちのスマートフォン、タブレット端末からスマホアプリを利用して、納税通知書等に印字されたバーコードを読み取ることで24時間納付することができる納付方法です。

なお、ご利用の際は納税通知書等表面左下に収納用バーコードが印字されたものが必要です。

### Q2 利用できる税目



スマホアプリ納税は、どのような税目が対象になりますか。



自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税等が対象となります。

なお、法人道民税、法人事業税等の申告税目については、総合振興局、振興局又は道税事務所で発行した、納付書表面左下に収納用バーコードが印字されたものが必要です。

### Q3 利用できるスマホアプリ



利用できるスマホアプリを教えてください。



次のスマホアプリで納付することができます。

## カテゴリー

> 道税の納税

## 財政局税務課メニュー

- 1 税務課からのお知らせ
- 2 注目情報
- 3 道税の概要
  - > 道税の概要
  - > 道税の納税
  - > 道税の申告
  - > 道税の軽減
  - > 道税のQ&A
- 4 申請・届出
  - > 各種申請用紙
  - > 自動車税住所変更
  - > eLTAX
  - > 自動車保有関係OSS
- 5 広報・統計・条例
  - > 刊行物
  - > ポスター募集
  - > 税務統計
  - > 道税条例
- 6 その他
  - > インターネット公売
  - > 入札情報
  - > マイナンバー制度
  - > 関連リンク
  - > その他
- 7 お問い合わせ先

<令和4年（2022年）4月1日現在>

- [auPAY](#)
- [銀行Pay](#)
  - [OKI Pay](#)
  - [こいPay](#)
  - [YOKA! Pay](#)
  - [ゆうちょPay](#)
- [J-Coin Pay](#)
- [PayB](#)
- [PayPay](#)
- [LINE Pay](#)
- [楽天銀行コンビニ支払サービス](#)

なお、詳しい手続方法等については、各アプリ事業者のホームページ等をご確認ください。

---

## Q4 支払手続1



どのように支払手続するのですか。



1. お手持ちのスマートフォン、タブレット端末からQ3利用できるスマホアプリに掲載しているスマホアプリをインストールします。
2. スマホアプリ内で必要事項を登録し、納付に必要な金額のチャージ等を行ってください。
3. アプリの請求書払いを選択し、納税通知書等に印字されたバーコードを読み込みます。
4. 納付金額を確認し、支払手続を行います。
5. 支払手続が完了すると、支払完了画面が表示されます。

詳しい手続方法等についてはQ3利用できるスマホアプリに掲載している各アプリ事業者のホームページをご確認ください。

---

## Q5 支払手続2



金融機関やコンビニエンスストアなどでスマホアプリ納税はできますか。



金融機関やコンビニエンスストアなどでスマホアプリ納税はできません。  
お手持ちのスマートフォン、タブレット端末からスマホアプリを利用して支払手続を行ってください。

---

## Q6 支払手続3



一度支払手続を行えば、毎回自動的に決済されるのでしょうか。



毎回自動的に決済されないため、納付の都度、スマホアプリから支払手続をする必要があります。

---

## Q7 支払手続完了後の取消しについて



誤ってスマホアプリから納付してしまいました。納付を取消することはできますか。



支払手続が完了すると納付を取消することはできません。納付の際は、必ず**注意事項**を確認していただき、納税通知書等に記載の情報とスマホアプリに表示された金額等を十分にご確認のうえ、支払手続を行ってください。

---

## Q8 二重納付したかもしれない



スマホアプリから二重納付してしまったかもしれません。



支払手続完了後、同じスマホアプリから同じ納付書を使用して納付しようとした場合は「エラー」が表示され、納付できないようになっています。

なお、同じ納付書を使用して異なる方法（別のスマホアプリ、金融機関、コンビニエンスストア、インターネットを利用したクレジットカード納税）で納付しようとした場合は「エラー」の対象となりませんので、二重納付とならないようご注意ください。

---

## Q9 家族名義の支払手続



納税義務者本人以外（家族、法人名義など）の道税をスマホアプリから納付できますか。



納税義務者本人以外（家族、法人名義など）の道税についてもスマホアプリから納付することができます。

なお、支払手続が完了すると納付を取消することはできません。納付の際は、必ず**注意事項**をご確認いただき、納税通知書等に記載の情報とスマホアプリに表示された金額等を十分にご確認のうえ、支払手続を行ってください。

---

## Q10 まとめて支払手続できますか



複数の納税通知書等を使用して、まとめて支払手続することは可能ですか。



1枚ずつ納税通知書等のバーコードを読み取って支払手続を行ってもらうものとなりますので、複数の納税通知書等をまとめて支払手続することはできません。

---

## Q11 手数料



スマホアプリから納付する場合、手数料はかかりますか。



利用者の手数料は無料です。ただし、通信料金は利用者の負担となります。

---

## Q12 納付日



納付日はいつになりますか。



支払手続が完了した日となります。納税通知書に記載の納期限までに支払手続を行ってください。

---

## Q13 領収証書



領収証書は発行されますか。



領収証書は発行されませんので、納付の確認は各スマホアプリの取引履歴等から行ってください。  
なお、領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。

---

## Q14 車検更新に必要な納税証明書



車検更新に必要な納税証明書は発行されますか。



運輸支局と北海道のシステム連携により、車検更新時に自動車税種別割納税証明書の提示を省略することができるため、納税証明書は発行していません。

納付後、直ちに車検更新を行う場合はスマホアプリ納税は利用せずに納税証明書が添付された納税通知書等により、金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。

---

## Q15 支払手続完了後の確認



支払手続完了後、支払済であることを確認する方法はありますか。



各スマホアプリの取引履歴等から確認できます。

詳しい確認方法については、[Q3](#)利用できるスマホアプリに掲載している各アプリ事業者のホームページ等をご確認ください。

---

## Q16 バーコード1



バーコードを読み込みすることができません。どうしたらよいですか。



1. 次の方法により、読み取りできないかお試しください。
  - ・明るい場所で真上から撮影する。
  - ・スマートフォンを横向きにするなど、バーコードが枠内に収まるように撮影する。

2. 1の方法のほか、アプリのバージョンを最新にするなどにより改善される場合があります。  
詳しい確認方法については、[Q3利用できるスマホアプリ](#)に掲載している各アプリ事業者のホームページ等をご確認ください。
3. 汚れや破損等がある場合、バーコード情報が読み込みできないことがあります。  
また、令和4年（2022年）3月31日以前に発行した納付書等はバーコードの読み込みができません。  
納付書を再発行しますので各総合振興局、振興局又は道税事務所にお問合せください。

---

## Q17 バーコード2



バーコードの読み込みをしたらエラーとなってしまいました。どうしたらよいですか。



支払手続完了後、同じ決済アプリから同じ納付書を使用して納付しようとした場合は「エラー」が表示されます。

また、スマホアプリ内で設定される支払上限金額を超過している場合などに「エラー」が発生しますので、詳しくは、[Q3利用できるスマホアプリ](#)に掲載している各アプリ事業者へお問合せください。

---

## Q18 バーコード3



納付書にバーコードが印字されていません。なぜですか。



次の納付書等はバーコードが印字されませんので、スマホアプリ及びコンビニエンスストアから納付することができません。

- ・1枚の合計金額が30万円を超える納付書等
- ・納税者が金額を記載して納税する納付書等

---

## Q19 口座振替納税からスマホアプリ納税への変更



口座振替納税を利用していますが、スマホアプリ納税に変更できますか。



既に口座振替納税の手続をされている方は、口座振替納税の停止が必要です。

詳しくは、札幌道税事務所自動車税部納税課（011-746-1257）にお問い合わせください。

---

## Q20 注意事項（ご利用前に必ずお読みください）



スマホアプリで納付するときに注意することはありますか？



スマホアプリから納付する際は、次の点に注意して支払手続を行ってください。

1. 支払手続が完了すると納付を取消すことはできません。
2. 利用者の手数料は無料です。ただし、通信料金は利用者の負担となります。
3. スマホアプリで納付された場合、領収証書は発行されませんので、納付の確認は各アプリの取引履歴等から行ってください。  
なお、領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。



4. 次の納付書等はスマホアプリで納付できません。
- ・1枚の合計額が30万円を超える納付書等
  - ・バーコードが印刷されていない又は汚れや破損等によりバーコード情報が読み込めない納付書等
  - ・納税者が金額を記載して納税する納付書等
  - ・令和4年（2022年）3月31日以前に発行した納付書等
5. 金融機関やコンビニエンスストアなどの窓口でスマホアプリを使用して納付することはできません。
6. 既に口座振替納税の手続きをされている方は、口座振替納税の停止が必要です。  
詳しくは、札幌道税事務所自動車税部納税課（011-746-1257）にお問い合わせください。

総合振興局等の所在地はリンク先をご確認ください

総合振興局等	所管区域	電話番号
<a href="#">札幌道税事務所 自動車税部</a>	札幌市	<a href="tel:011-746-1247">011-746-1247</a>
<a href="#">空知総合振興局</a>	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町	<a href="tel:0126-20-0055">0126-20-0055</a>
<a href="#">空知総合振興局 深川道税事務所</a>	深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	<a href="tel:0164-23-3578">0164-23-3578</a>
<a href="#">石狩振興局</a>	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村	<a href="tel:011-281-7910">011-281-7910</a>
<a href="#">後志総合振興局 小樽道税事務所</a>	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	<a href="tel:0134-23-9441">0134-23-9441</a>
<a href="#">胆振総合振興局 胆振総合振興局 苫小牧道税事務所</a>	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町 苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町	<a href="tel:0143-24-9584">0143-24-9584</a> <a href="tel:0144-32-5285">0144-32-5285</a>
<a href="#">日高振興局</a>	日高町、平取町、新冠町、浦河町、襟似町、えりも町、新ひだか町	<a href="tel:0146-22-9063">0146-22-9063</a>
<a href="#">渡島総合振興局</a>	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町	<a href="tel:0138-47-9448">0138-47-9448</a>
<a href="#">檜山振興局</a>	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	<a href="tel:0139-52-6473">0139-52-6473</a>
<a href="#">上川総合振興局</a>	旭川市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	<a href="tel:0166-46-5100">0166-46-5100</a>
<a href="#">上川総合振興局 名寄道税事務所</a>	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	<a href="tel:01654-2-4148">01654-2-4148</a>
<a href="#">留萌振興局</a>	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	<a href="tel:0164-42-8418">0164-42-8418</a>
<a href="#">宗谷総合振興局</a>	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	<a href="tel:0162-33-2520">0162-33-2520</a>
<a href="#">オホーツク総合振興局</a>	網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町	<a href="tel:0152-41-0616">0152-41-0616</a>
<a href="#">オホーツク総合振興局 北見道税事務所</a>	北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町	<a href="tel:0157-25-8686">0157-25-8686</a>
<a href="#">オホーツク総合振興局 紋別道税事務所</a>	紋別市、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	<a href="tel:0158-24-2626">0158-24-2626</a>
<a href="#">十勝総合振興局</a>	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	<a href="tel:0155-27-8533">0155-27-8533</a>
<a href="#">釧路総合振興局</a>	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	<a href="tel:0154-43-9179">0154-43-9179</a>
<a href="#">根室振興局</a>	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	<a href="tel:0153-24-5466">0153-24-5466</a>

カテゴリ [道税の納税](#) >